

車両識別標識等の表示について（例規通達）

平成 2 年 3 月 31 日

本部（警務）第15号

〔沿革〕 平成 3 年 4 月本部（警務）第11号、5 年 3 月第11号、6 年 4 月第38号、7 年 3 月第11号、5 月第24号、8 年 2 月第 7 号、18 年 3 月本部（装施）第23 号、19 年 3 月本部（機改）第15号、29 年 8 月本部（警務）第31号、令和元年10月第29号、8 年 3 月第17号改正

警察用航空機と警察用車両との連携活動を容易にし、効果的な警察活動を遂行するため、平成 2 年 4 月 1 日から次により警察車両の屋根等に識別標識等を表示することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 表示対象車両

県本部及び署に配置されている警ら用無線自動車、交通取締用四輪車その他必要と認める車両とし、装備施設課長が別に定めるものとする。

2 表示内容、表示箇所等

(1) 県警察名

トランク蓋の表面に横書きで「新潟県警察」とゴシック体を用いて黒色で表示する。

(2) 識別標識

次に掲げる車両の区分に応じ、それぞれに定める識別標識を赤色灯後部の屋根に横書きでゴシック体を用いて黒色で表示する。

ア 県本部配置車両

車載通信系無線機呼出名称に用いられている番号（アラビア数字。以下同じ。）

イ 署配置車両

別添 1 署識別文字一覧表の署名に対応する署識別文字及び車載通信系無線機呼出名称に用いられている番号

3 識別標識の字の大きさの目安及び表示図

別添 2 のとおりとする。